

暮らじゅく



うなぎ

主な産地

一色町、豊橋市、高浜市

発行／愛知県県民生活部県民生活課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

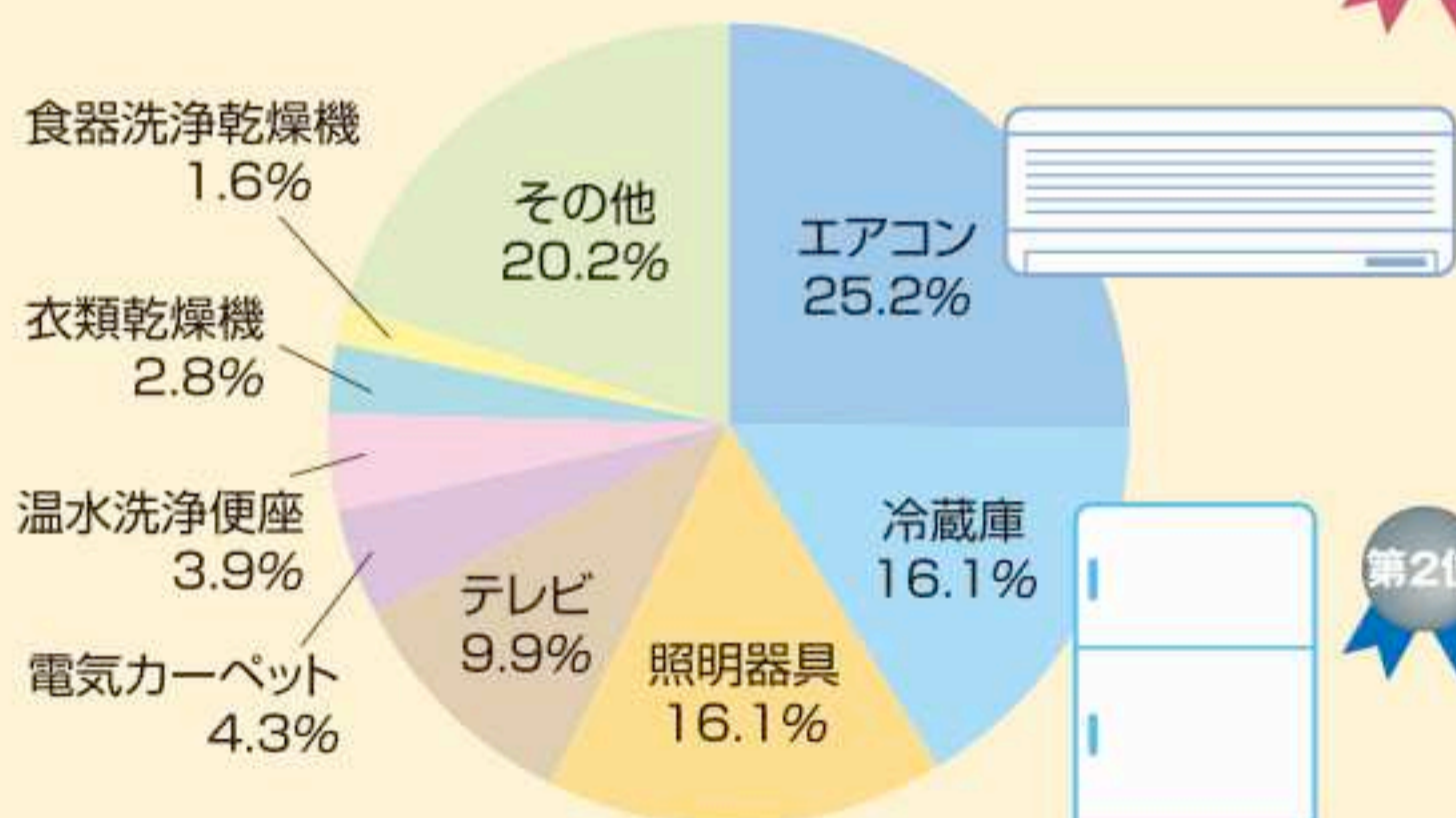
8月1日は夏の省エネ総点検の日です

夏は冷房などにより、エネルギー消費が増える季節です。エネルギーの効率的な使用は、資源の節約になるだけでなく、地球温暖化の防止にも繋がります。日頃から省エネルギーを意識して生活するように心がけましょう。

家庭における消費電力量のうち、大きな比率を占めるものは、エアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの順番になっています。これら4つの家電が排出する二酸化炭素は、家庭から排出される二酸化炭素全体の約4分の1に相当するといわれています。

家庭でいちばん電力を消費するものは？

■家庭における消費電力量ウェイトの比較



出所：資源エネルギー庁
平成16年度電力需給の概要（平成15年度推定実績）
注：割合は四捨五入しているため、合計が100%とは合いません。

第1位 エアコン

- ★設定温度は、健康のためにも**28℃**を目安にしましょう。
- ★フィルターの目詰まりは、冷房効率を悪くします。こまめに掃除をしましょう。
- ★室外機は熱を逃がしやすくするため、風通しのよい場所に設置しましょう。また、室外機の周辺は常に熱が滞留しないよう注意しましょう。

第2位 冷蔵庫

- ★詰め込みすぎると冷気の流れが悪くなり、余分な電力を消費しますので、注意しましょう。また、熱いものは十分冷やしてから入れましょう。
- ★扉を開閉するときに冷気が逃げます。開閉の回数を減らしたり、庫内の物をとり出しやすくして、開けている時間を短くしましょう。

電器製品を買い替えるときに省エネ型の製品を選べば、電気代を節約しながら二酸化炭素も大幅に削減できるので、まさに一石二鳥です。

最近の省エネ技術は目を見張るものがあり、10年前の製品に比べると消費電力がおよそ半分になるものもあるそうです。エコポイントの利用も含めて一度検討してみてください。

気になる

エコポイントについて

- 対象となるのは2009年5月15日から2010年3月31日までに購入した「統一省エネラベル」が原則四つ星以上のエアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビです。
- エコポイントをもらうには購入後、申請が必要です。
- 詳細はエコポイント事務局のホームページを参照してください。http://eco-points.jp

ストップ!

悪質商法による消費者トラブル

「消費者トラブル防止懇談会」を開催しました

県では5月15日、消費者トラブルの未然防止に向けて、消費者、事業者、行政による懇談会を開催しました。

懇談会における事業者発言から、消費者が悪質商法に巻き込まれないためのアドバイスを2つ紹介します。



通信販売を利用するときの注意点

君子危うきに近寄らず

ここがポイント!

皆さんは、インターネットなどで通信販売を利用するときに、取引条件をよく確認しているでしょうか。特に、通信販売では、購入後の返品に関するトラブルが多くなっていますから、**返品に関する規約はしっかり確認**してください。

また、以下のような事業者にはトラブルが多い傾向がありますのでご注意ください。

- ホームページの作りが雑で、書いてあることが分かりにくい。
- 支払方法が前払いのみで、後払いやクレジット、代引きなどが利用できない。
- 事業者の連絡先（電話番号、メールアドレス）、責任者の氏名などが明記されていない、または連絡先の電話番号が携帯電話になっている。



分譲マンションの悪質な勧誘電話

ハッキリ、キッパリ意思表示

ここがポイント!

投資用分譲マンションの電話勧誘でいやな思いをしたことはありませんか。

マンションの販売は、宅地建物取引業法の規制を受けており、長時間の勧誘、私生活や業務の平穏を害するようなことをして、消費者を困惑させてはいけないことになっています。「購入を強く迫られ、断ると脅された」、「長時間に渡り執拗に勧誘された」、「勧誘が深夜に及んで迷惑だった」といったケースなどは、これに抵触している可能性があります。

購入の意思がないのに、勧誘電話があった場合には、次のような対応をしましょう。

- 正式な社名及び担当者名などを聞く
- 自分には購入する意思がないことをハッキリ伝える

その上でさらに勧誘が続いたり、恐怖心をあおるような言葉で威圧してきたりした場合は、その業者の電話番号や宅地建物取引業の免許証番号を聞き、免許を与えている都道府県または国土交通省*に申し出て、行政上の措置を求める方法もあります。

※愛知県知事免許業者の場合・・・愛知県建設部建設業不動産課（☎ 052-954-6583）

国土交通大臣免許業者の場合・・・国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課（☎ 052-953-8572）



「消費者新時代、消費者が主役」を統一テーマに 消費者問題国民会議2009愛知大会が開催されました

5月29日に、内閣府主催により、消費者・事業者・学会・行政の4者が集まり、消費者問題について集中的に考える大会が、ウィルあいちで開催されました。

中でもパネルディスカッションでは学会側から「今までは縦割り行政のため、それぞれの省庁が事故や被害の情報をしまいこんでしまい、共有されてこなかったが、消費者庁が創設されることによって苦情や被害を一元的に受け、分析・収集し、被害の予防や救済を行うことができるようになる。」との発言があり、また、事業者

の側からは、「消費者庁発足に伴い、大きな利点が2つある。1つは法律の網を巧みにすり抜けていた悪質業者を排除する仕組みができることで、もう1つはこれまで食品ラベル1つ作るにしても、各々の法律を所管する行政庁に相談していたが、こういった従来のやり方が見直されたことである。」と発言がありました。

このように、消費者庁創設に対する期待は大きいけれども、「消費者も勉強し、自分達で行動し社会を変えていかなければ、消費者が主役という時代はこない。」とコーディネーターが締めくくりました。



消費者庁が設置されます！

消費者行政を一元的に集約・強化するための消費者庁が発足することがまりました。現在、政府は今年の9月の発足を目指し準備作業を行っているところです。今後、消費者、生活者に軸足を置いた消費者行政の推進が期待されます。



なぜ必要になったの？

消費者行政は、内容が多岐にわたることから、これまで内閣府や経済産業省、厚生労働省、農林水産省などがそれぞれ独自に行っていました。その結果、事故が起こった時に担当省庁がはっきりしなかったり、情報が共有されず、被害が拡大してしまうなどの弊害が指摘されてきました。

このため事故情報を一元的に集めて分析し、関係省庁と協力して素早く対応する「消費者行政の司令塔」となる消費者庁が必要となったのです。

どんな役割？ 消費者行政の司令塔

なにが変わるの？

全国の消費生活センターや保健所、警察などから事故情報が消費者庁に集約されることで、素早い対応が可能になります。

また、消費者庁はその事故を所管する省庁に行政処分など適切な措置を取るよう求めることができます。

こんにゃくゼリーによる窒息死が発生した時などのように所管する省庁が明確でないようなケースでは消費者庁が直接、事業者への立ち入り調査や勧告などの行政指導ができるようになります。

「告知義務違反」を理由に保険金が支払われない、あるいは保険契約を解除された、話に聞いていたような金額の「配当金」が支払われない、保険料は同じで新しく保障が増やせると言われて生命保険を解約し、新たな契約をしたが、死亡保障が減額になった等の相談がよく見受けられます。

生命保険はいろいろな特約があって大変複雑になっており、簡単に理解できないことが多く、また、「配当金」も経済情勢によって変動することが一般的です。

保険加入時には、加入しようとする保険の内容等について十分理解・認識することが重要です。疑問点があれば、契約前に保険会社や「(社) 生命保険協会」等に確認するようにしましょう。



食中毒に
気をつけて!

いよいよ夏本番です。夏には、細菌性食中毒が起こりやすくなります。食中毒を起こす細菌は、生鮮食品についていたり、人の手を介して食品についていたりします。**食中毒予防の3原則**を守って、食中毒を予防しましょう。

食中毒予防の3原則

食中毒細菌を

- ① **つけない** 手も食材も清潔に
 - 手や食材をよく洗いましょう。
 - 肉や魚はしっかり包んで他の食材につかないようにしましょう。
- ② **増やさない** 早めに食べる・すぐ冷やす
 - 生ものや、料理は早めに食べましょう。
 - 保存するときは冷蔵庫、冷凍庫にすぐしまいましょう。
- ③ **やっつける** しっかり加熱・消毒
 - 中心部まで十分に加熱しましょう
 - 包丁・まな板は熱湯で消毒しましょう。

★愛知県では、保育園や幼稚園のお子様向けに、正しい手洗い方法を身につけるための「あわあわゴッシーのうた(手洗い歌)」を作成しました。ご家族みなさんと、歌に合わせて楽しく手洗いをして、食中毒を予防しましょう。



■問合せ先
健康福祉部健康担当局生活衛生課食品安全対策グループ ☎ 052-954-6297
<http://www.pref.aichi.jp/eisei/>

暮らしのお役に立ちます ~県民生活プラザは受付の番号です~

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001	名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977	豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140	岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901	一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641	豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152	小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833		
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388		

※[]は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。